

東海村盆栽連盟 会則

平成 11 年 3 月 1 日改定

平成 22 年 6 月 30 日改定

- (名称) 第一条 この会の名称は東海村盆栽連盟と称する。
- (目的) 第二条 会員相互の親睦及び緊密な連絡協調と技術の向上を図り、盆栽の推進に寄与することを目的とする。
- (事業) 第三条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 技術の研修等に関すること。
 2. 会員の親睦連絡協調に関すること。
 3. 物品の共同購入等に関すること。
 4. その他会の目的達成に必要なこと。
- (組織) 第四条 この会の会員は原則として東海村に在住、在勤するもので構成し、盆栽を愛好し、会の目的を理解するものをもって組織する。
- (役員) 第五条 この会に次の役員を置く。
理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 3 名、事務局長 1 名、監事 2 名、評議員 1 名
- (職務) 第六条 理事長は会を代表し会務を総理し会議の議長となる。
2. 副理事長は理事長を補佐し理事長事故があるときはその職務を代理する。
 3. 理事は会の会務を執行する。
 4. 事務局長は総会及び理事会の会務を処理する。
 5. 監事は会計を監査する。
 6. 評議員は協会の総会に出席する。
- (役員を選任)
- 第七条 役員は総会にて選任する。
- (任期) 第八条 役員は任期は 2 年とする、但し再任を妨げない。
2. 補欠により就任した役員は前任者の残任期期間とする。
- (会議) 第九条 会の会議は総会と理事会とする。
2. 総会は理事長が年 1 回召集する。会議は 1/2 以上の出席により開催し、出席者の過半数の同意を得て次の事項を承認し又は決議する。
 - a 事業の計画。b, 収支の予算及び決算。c, 会則の制定及び改廃、d, その他重要な事項。
 3. 理事会は理事長が召集し、事業及び予算等の見直し、その他緊急事項を決議する。
- (会計) 第十条 会の会費は会員の会費と文化協会助成金をもって充てる。
2. 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- (入会、退会)
- 第十一条 入会、退会は各盆栽会の規約による。

以上